

2023年12月26日(No. 517)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・中国(新疆)自由貿易試験区全体計画
- ・「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」適用の若干問題に関する解釈(二)
- ・実用新案権の保護客体の判断に関するガイドライン
- ・政府と社会資本との提携の新しいメカニズムの規範的な実施に関する指導意見
- ・北京における国家サービス業務開放拡大総合モデル区の建設の支援に関する業務計画
- ・冒用企業登記違法行為防止取締り規定(公開意見募集稿)
- ・資本項目外貨業務ガイドライン(2023年版)(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 26 回(中国メインランド)

日時:2023 年 10 月 19 日(木)

「ポストコロナの対中投資 ～中国進出・撤退の最新法務～」

講師:パートナー弁護士 唐沢 晃平

第 27 回(中国メインランド)

日時:2023 年 11 月 16 日(木)

「中国セクハラ規制の最新動向と対応」

講師:中国弁護士 胡 絢静

第 28 回(台湾)

日時:2023 年 12 月 21 日(木)

「台湾向け越境 EC(電子商取引)に関する台湾法令の解説」

講師:台湾弁護士 吳 曉青

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12 月 12 日配信

講師:中国弁護士 胡 絢静

[「対中投資の基本～進出編～」](#)

11 月 21 日配信

講師:パートナー弁護士 唐沢 晃平

[「中国コンプライアンス不起訴制度」](#)

10月17日配信

講師：パートナー中国弁護士 屠 錦寧

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今号は、特段インパクトの大きな法令の公布・公表は少ない。

景気振興等を目的とした、地域への投資誘致や外資・内資の投資格差の是正等に関連する法令の公布が目立つ。例えば、今号で取り上げている、「中国(新疆)自由貿易試験区に関する全体計画」、「北京における国家サービス業務開放拡大総合モデル区の建設の支援に関する業務計画」等である。

また、「政府と社会資本との提携の新しいメカニズムの規範的な実施に関する指導意見」は、中国の官民連携のPPP(Public Private Partnership)プロジェクト(オリンピックスタジアム等の公共施設の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る公共プロジェクト)の枠組みを改善することを目的としている。旧枠組は、地方政府の隠れた負債の増加や社会資本の無駄遣い等を招くもので、従前から抜本的な見直しが必要と言われていた。

なお、[CHINA LEGAL UPDATE\(2023年10月27日\(No. 515\)\)](#)においても紹介していた、意見募集稿として公表されていた「データ越境移転の規範と促進に関する規定(意見募集稿)」であるが、2023年12月20日時点においては正式な公布はない。中国においては、年末年始や旧正月前に重要法令が公布されることが多く、今後の動向が待たれる。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

中国(新疆)自由貿易試験区全体計画

[ポイント] 2023年10月31日、中国(新疆)自由貿易試験区(以下、「本自貿区」)の開設にかかる本計画が発表された。翌11月1日にはウルムチ市で本自貿区の開設式典が挙行され、現在開設作業が進められている。2013年9月に最初の自由貿易試験区が開設されてから10年、中国では各地に自由貿易試験区が開設されており、本自貿区は22か所目となる。

本計画によると、本自貿区の総面積は約180平方キロメートル、ウルムチ(新疆ウイグル自治区の区都)、カシュガル(中国最西端の都市)、コルガス(カザフスタンとの国境の町)の3つのエリアからなり、各エリアにつき地理的特徴に応じた重点的機能が定められている。

本計画は、本自貿区の「主要な任務と措置」として、(1)政府機能の転換の加速、(2)投資分野の改革の深化、(3)対外貿易イノベーションの推進、(4)開放的で特色のある産業体系の構築、(5)金融サービスの深化とイノベーションの開放、(6)アジアとヨーロッパをつなぐ総合物流ハブの建設、(7)対西開放における多分野での交流・協力の深化、(8)人材育成体制・機軸の改革の深化、の8つの分野に関して合計25の項目を定めている。その内容を見ると、「一帯一路」沿線国への投資の奨励・支援や、中央アジア周辺国との貿易拠点としての機能が期待されているのみならず、ウルムチ「シルクロード経済ベルト法律事務区」の設置支援(質の高い法律サービス人材・国際的に影響力を持つ外国関連法律サービス機関の積極的誘致)、新エネルギー自動車部品関連産業の発展、航空産業チェーン(航空機の製造・メンテナンスなど)の構築、「東数西算」プロジェクト(東部で収集したデータを西部のデータセンターで処理する体制を作るという国家プロジェクト)への参与、近隣諸国への医療サービスを提供する「クラウド病院」の創設支援などが規定されている点が注目される。

[原文] 中国（新疆）自由贸易试验区总体方案（国发〔2023〕17号）

[公布／公表機関] 國務院（国务院）

2023年10月31日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

<民事訴訟法>

「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」適用の若干問題に関する解釈(二)

[ポイント] 最近、中国においては、涉外民商事事件(外国企業との取引等、外国法が関連する民事案件)が国・地域で増加し、事件の審理過程において外国法の確認が必要となる場合が多く、外国法を確認する必要性が絶えず増加している。これを背景に最高人民法院は「涉外民事関係法律適用法の適用に係る若干問題に関する解釈(二)」(以下、解釈(二)という)を公布した。解釈(二)は外国法の確認を規範化するために具体的な根拠や確認フロー等を示している。その内容は、主に以下のとおりである。

1. 外国法の提供責任を明確にしている。つまり、当事者が外国法を適用することを選択した場合は、その国の法律を提供しなければならない。当事者が外国法の適用を選択していない場合は、人民法院が同国の法律を調査する。

2. 外国法の確認ルートを確認にしている。例えば、当事者による提供、司法協力、中外の法律専門家による提供等の七つのルートを規定している。

3. 外国法の事前確認手続き及び提出物を明確にしている。例えば、人民法院は、確認する外国法の範囲を事前に確定する。法律専門家が外国法を提供する場合、資格証明、利害関係が無いことの声明文書を提出しなければならない。

4. 調査費用の負担を明確にしている。当事者が合意している場合は、当該合意に従う。合意していない場合は、人民法院が当事者の訴訟請求と事件の具体的な状況に基づいて、裁判において合理的な費用の負担を確定することができる。

5. 判決書に外国法の確認方法及び外国法の内容を記載しなければならない。

[原文] 关于适用《中华人民共和国涉外民事关系法律适用法》若干问题的解释（二）（法释〔2023〕12号）

[公布／公表機関] 最高人民法院（最高人民法院）

2023年12月1日公布、2024年1月1日施行

執筆担当：北京事務所顧問 李加弟

<知的財産権>

実用新案権の保護客体の判断に関するガイドライン

[ポイント] 特許法2条3項において、実用新案とは、製品の形状、構造又は組合せに関する、実用に適した新しい考案であると規定されている。実用新案における創造性のレベルに対する要求が発明特許より低い。この意味で、実用新案は時に「小発明」又は「小特許」とも呼ばれる。

中国の実用新案制度は、実体審査を経る必要がなく、権利付与も迅速であるなどの特徴から、その設立以来、常に多くの中国企業に重視されてきた権利のタイプである。しかし、一方で、実用新案制度は問題を抱えてもいる。

例えば、特許審査ガイドライン第一部第二章6.1において、実用新案権は製品のみを保護し、製品は工業的方法で製造され、確定した形状、構造を持ち、一定の空間を占める実体でなければならないと規定されている。したがって、方法及び材料自体に関する技術考案は、実用新案権の保護客体には該当しない。

しかし、一部の企業が、例えば材料、アルゴリズムなどの技術分野において、材料や方法に関する改善方法を考案した場合、その技術進歩が小さく、発明特許に要求される創造性の要件に満たさないため、発明特許

として権利が付与されない。このような場合、これらの考案が、実用新案として申請され、権利付与されることがある。

このような問題について、上述の通り、方法及び材料自体に関する技術は、実用新案権の保護客体には該当しない。しかし、実用新案を出願する際、時には方法や材料などの技術的な特徴を用いて請求項を記述する必要がある。請求項に記述された方法、材料が考案自体なのか、考案を限定するための記述なのかを区別することは、実務上の問題である。

今回、国家知識産権局が発表した本ガイドラインの目的は、実用新案権の保護客体に関連する規範を提供し、上述の実用新案制度の困難を解決することにあると考えられる。

例えば、まず、方法の特徴を含む請求項について、既知の方法の名称を用いて製品の形状、構造を限定する場合、例えば、溶接などの既知の方法で各部品間の接続関係を限定する場合、その考案は実用新案権の保護客体として認められるが、方法の手順や工程自体の改善に関する場合は、実用新案権の保護客体には該当しない。

次に、材料の特徴を含む請求項について、既知の材料名称のみを含む場合は、実用新案権の保護客体に該当すると考えられる。材料自体の改善を含まないため、実用新案権の保護対象となる。

また、「ガイドライン」は、実用新案権の保護客体に該当しない瑕疵を克服できないような補正についても明確にし、請求項の補正に厳格な制限を設けた。これにより、明細書や請求項の初期作成時に実用新案権の保護客体の要件が満たされていない場合、その後の権利付与の過程での補正を通じた是正がより困難になる。

[原文] [关于实用新型专利保护客体判断的指引](#)

[公布／公表機関] 国家知識産権局（国家知识产权局）

2023年11月3日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 張超鵬

<経済諸法>

政府と社会資本との提携の新しいメカニズムの規範的な実施に関する指導意見

[ポイント] 中国国務院は、2023年11月3日、中国国家発展改革委員会と財政部により策定された「政府と社会資本との提携の新しいメカニズムの規範的な実施に関する指導意見」(以下、「本意見」という)を公布した。本意見は中国の官民連携(Public Private Partnership、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの)の枠組みを法的に根拠づけるものである。2023年2月から入札が完了していない全てのPPPプロジェクトに適用され、2015年の旧通知を完全に代替する。旧通知のPPPモデルにおいては、地方政府の隠れた負債の増加や効果的なプロジェクトの不足などの問題が多く指摘されていたところ、本意見は、これらの課題に対処し、より効果的で持続可能な公共事業の枠組みを提供しようとするものである。本意見の新PPPモデルの特徴は以下の通りである。

1. 新PPPモデルの概要と変更点

新しいPPPモデルは、最終的に政府に所有権・運営権を移行する「フランチャイズ経営」(原則最長40年)をベースとしており、利用者負担の原則に重点を置いている。これには、運営収入が建設投資と運営コストをカバーできるプロジェクトをイメージしており、政府の支払いは運営補助のみに用途を制限することにより、地方政府の隠れた負債の防止につながるとされている。

更に、本意見では、「2023年版民間企業の参加を支援するフランチャイズ経営の新規建設(改修・拡張を含む)プロジェクトリスト」により新PPPプロジェクトを以下の三つのモデルに分類している：

- ① 民間資本主導による投資プロジェクト:市場性が高く公共性が低いプロジェクトに対し、民間企業が主導権を握る。2023年版リストでは、廃棄物焼却発電プロジェクト、公共駐車場プロジェクト、林業エコロジープロジェクト、公共旅行サービスプロジェクト等が含まれている。
- ② 民間企業と政府の混合投資プロジェクト:国計や公共サービスに重要なプロジェクトにおいて、民間企業が少なくとも35%の股権を持つ。2023年版リストでは、都市の水・ガス・暖房プロジェクト、汚水処理プロジェクト、都市間鉄道プロジェクト、空港貨物処理施設プロジェクト、人工知能計算インフラプロジェクト等が含まれている。
- ③ 政府主導の特定セクタープロジェクト:国家安全や公共属性が強いプロジェクトに関わらず、民間企業の参加が奨励されているもの。2023年版リストでは、空港プロジェクト、石油・天然ガス備蓄プロジェクト等が含まれている。

2. 民間及び外資企業の参加促進

新 PPP モデルは、民間資本の役割が強化されており、外資企業にも外商投資法関連の法律適用の上、同等の機会が与えられている。民間経営者が参加する場合、各申請者の運営計画、料金単価、特許経営期間などが特許経営者選定の重要な評価基準とされ、そのプロジェクトの管理経験、専門的な運営能力、企業の総合力、信用評価状況等により選定される。

[原文] 关于规范实施政府和社会资本合作新机制的指导意见 (国办函(2023)115号)

[公布/公表機関] 國務院弁公庁(國務院办公厅)

2023年11月3日公布、同日施行

執筆担当:中国弁護士 石瀛

北京における国家サービス業務開放拡大総合モデル区の建設の支援に関する業務計画

[ポイント] 2020年に北京市は、全国で唯一の「国家サービス業務開放拡大総合モデル区(1.0)」に指定されていたところ、本業務計画は、3年を経て同1.0を2.0にレベルアップし、より高度な水準のサービス特区を目指すものである。同モデル区の構想は、テックサービス、電信、文化等の現代サービス分野において、内外資の均衡のとれた参入投資、人材の募集を図り、幅広い領域・レベルでのモデル地区を創出することを目的としている。今回のレベルアップに伴い、新たな業態への対応、貿易投資制度を含む6つの方面から170項もの試行任務を設定している。その中においては、北京における情報サービス業務(アプリストアに限り、ネットワーク出版を含まない)、インターネット接続サービス等の付加価値電信業務の外資出資比率制限(外資比率は50%を超えないとされている)の撤廃等が含まれている点が特に注目される。

[原文] 支持北京深化国家服务业扩大开放综合示范区建设工作方案 (国函(2023)130号)

[公布/公表機関] 國務院(國務院)

2023年11月18日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

草案・意見募集稿等

冒用企業登記違法行為防止取締り規定(公開意見募集稿)

[ポイント] 会社登記の効率化を図るため、2021年に実施されている「市場主体登記管理条例」等においては、会社登記主管部門(市場監督管理部門)は、会社登記の申請資料に対し、形式的な審査を行う旨が明確に規定されている。一方で、一部の会社は、入札手続や、銀行からの貸付の申請などにおいて取引上の優位な立場を利用したり、有名企業の名前を語った詐欺などを行うために、有名企業、特に大手国有企業の営業許可証等の資料を偽造して、これらの会社を自社の株主や出資者として登記する行為が多発して大きな問題となっている。本意見募集稿は、他の会社の名義を冒用して出資者と偽るこのような会社登記を行う行為を防止し、取り締まるために制定された。

同稿では、上記の名義冒用行為を防止する措置が設けられている。株主又は出資者となる会社の電子営業許可証の検査及びその法定代表者又は責任者に対する顔認識などの実名認証等、「市場主体登記管理条例」に規定する措置が改めて強調されているほか、会社登記主管部門が国有企業の株主や出資者の登記を行う際に、対象国有企業の財産権登記状況を検査すべき旨が規定されている。

他にも、上記の名義冒用行為に対する処罰が明確に規定されている。当該行為は、「市場主体登記管理条例」に規定されている虚偽の資料を提出するなど詐欺手段により重要事実を隠避して登記を行ったと認定され、会社登記主管部門より、是正命令、違法行為による所得の没収、最高 100 万元の過料、営業許可証の取消しといった処罰を受ける可能性がある。

[原文] 假冒企业登记违法行为防范查处规定（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

（意見募集期間：2023 年 11 月 8 日～2023 年 12 月 7 日）

執筆担当：北京事務所顧問 李彬

資本項目外貨業務ガイドライン(2023 年版)(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、資本項目に係る外貨取引についての外貨管理局及び銀行の取扱いに関するガイドラインに係るものである。現行の資本項目業務ガイドラインは 2020 年 11 月 13 日に施行されたものであるが、本意見募集稿はその改正草案に関するものとなっている。大きく分けて①外貨管理局の取扱いに関するガイドラインと②銀行の取扱いに関するガイドラインにより構成されており、現行の 2020 年版では①の部分に相当する部分は省略されていたが、本意見募集稿ではこちらも公開されることとなった。大部分の企業が行う外貨業務は②の銀行が取り扱う(外貨管理局から銀行に委託されている)ものであるが、この中で(ア)国内直接投資外貨業務、(イ)国外直接投資業務、(ウ)外債(対外債務)、越境担保及び国内外貨貸付業務、(エ)証券投資業務、(オ)総合業務に分類の上詳細な取扱方法が規定されている。

内容面では現行のガイドラインから実質的に大きな変更はないものの、現行のガイドラインから、主に以下の点が修正されている。

・国外への支払い、国内での外貨貸付、国外の機関の国内での債券発行等について、最新の法令に合わせて関連する記載が修正されている。

・2023 年の国务院機構の改革に関連する要求に基づき、政府部門の名称が変更されている。

・外貨管理局の現行の行政許可事項に合わせて、行政許可事項の名称、授權範囲、審査資料及び原則等が修正されている。

・一部の業務類型を追加又は明確化(追加した業務として企業の所属地の変更等、明確化した業務として特別目的会社の登記の真実性の審査及び情報開示の要求の取扱等がある。)し、一部の業務類型の取扱いについて改善している(持分譲渡又は合併により設立した外商投資企業の登記業務のプロセス並びに再投資、外債及び内保外貸(国内保証付き国外貸出)の登記等の業務審査要求の改善等)。

・直接投資外貨管理(対外直接投資の初期費用制限の撤廃等)、越境融資業務の管理(複数の外債共用口座開設のための要求の明確化、外債異地口座の許可の取消等)、越境投資証券業務の管理(国内株主の減少登記、外国籍の従業員による国内上場企業のストックインセンティブプログラムへの参加の変更及び取消の登記にかかる期限の緩和等)を改善している。

[原文] 資本項目外汇业务指引（2023 年版）（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家外貨管理局（国家外汇管理局）

（意見募集期間：2023 年 11 月 16 日～2023 年 11 月 26 日）

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com